

～三重県外の医療機関・助産所等の皆様へ～

三重県名張市では、対象者の方に、産婦健康診査の実施及び、その費用助成を実施しています。三重県外の医療機関等で、産婦健康診査を受診される方には、自己負担で受診した後、申請により助成金額を請求していただきます。

【名張市産婦健康診査の概要】

- 1 実施主体 名張市
- 2 助成対象者 名張市に住民登録のある方（健診受診日時点）で、出産後8週間以内の方（死産及び流産をされた方を含みます）
- 3 助成する検査項目・回数・助成金額

産婦健康診査	受診期間	検査項目	助成額
1回目	出産後2週間前後	問診、診察、体重・血圧、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	1回上限 5,000円
2回目	出産後1ヶ月前後	問診、診察、体重・血圧、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	1回上限 5,000円

*産婦健康診査結果票の有効期限は出産後8週間以内です。

【留意事項】

- ① 必ず、母子保健のしおりに綴られている「産婦健康診査結果票」の全ての検査内容（裏面EPDSも含む）を実施するとともに、結果票に健診結果の記入と医師の署名の上、原本を受診された方にお返しく下さい。

*表面の2項目質問票について（下記の質問に1つでも当てはまれば、『該当有』）

- ・過去1カ月の間に、気分が落ち込んだり、元気がなくて、あるいは絶望的になって、しばしば悩まされたことがありますか？
- ・過去1カ月の間に、物事をすることに興味あるいは楽しみをほとんどなくして、しばしば悩まされたことがありますか？

- ② 産婦健康診査受診費用は、一旦、受診された方から医療機関等へ自己負担でお支払いいただきます。産婦健康診査を受けたことがわかる領収書（領収印のあるもの）の発行をお願いいたします。
- ③ 産婦健康診査結果票にない検査は助成対象外のため受診された方の実費負担となります。
- ④ 受診された方から市への申請により助成金額を請求していただきます。請求は産婦健康診査を受診した日から90日以内です。
- ⑤ 受診の結果、医師等が支援を必要と判断された場合は、お手数ですが、名張市健康・子育て支援室まで、速やかに情報提供いただきますよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先・情報提供先】

名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話；0595-63-6970 FAX；0595-63-4629